平成２１年（フ）第１４７号
愛媛県四国中央市川之江町3206番地２　第２柴垣コーポ101号
債務者　原田寿和子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８３号
愛媛県四国中央市土居町天満1517―１　松木順子方、住民票上の住所愛媛県四国中央市土居町天満1472番地３
債務者　真鍋　周平（旧姓井田）
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１９５号
愛媛県西条市船屋甲669番地３
債務者　佐々木　敦
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２０３号
愛媛県四国中央市川之江町1754番地
債務者　大西　紀子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２０７号
愛媛県西条市飯岡1860番地７
債務者　伊藤　雅子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２０８号
愛媛県新居浜市中須賀町２丁目６番24号
債務者　日野　増子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２１０号
愛媛県新居浜市政枝町１丁目１番51号
債務者　向林みどり
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第６６０号
高知市一宮西町１丁目26番１号　アトレー一宮301
債務者　今橋　元気
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８９号
北海道苫小牧市日新町１丁目３番20号
債務者　上部　美香
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２９０号
北海道苫小牧市明野新町４丁目４番５号　モア・プレンティー新102号
債務者　太田　喜博
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１１９１号
仙台市太白区大野田字イコタ22番地　ティエラ101
債務者　伊藤　信之
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０６号
仙台市青葉区台原３丁目29番31―203号
債務者　簗場　友味
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２０号
宮城県名取市大手町３丁目503番地の７
債務者　野口真由美
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７２号
仙台市宮城野区清水沼２丁目１番26号　東海林アパート203
債務者　布田　友則
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７７号
仙台市若林区大和町１丁目11番46号　吉沢ビル201
債務者　大友　新助
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９９号
宮城県多賀城市山王字山王二区135番地の11
債務者　若松　弘美
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０６号
仙台市青葉区上愛子字蛇台原38番地の２　ツインコート広瀬Ａ―102
債務者　鈴木由利江
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０８号
宮城県黒川郡大和町宮床字戸崎37番地の１
債務者　高橋　吉治
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係